# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
5	個人住民税・森林環境税に関する事務	基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日田市は、個人住民税・森林環境税に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

大分県日田市長

#### 公表日

令和7年11月12日

[令和6年10月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	個人住民税・森林環境税に関する事務			
②事務の概要	日田市は、地方税法に基づき、原則として1月1日現在で市内に住所があり、前年に一定以上の所得があった者に対して、個人住民税を課税する。税額は広く均等に負担する均等割と、所得に応じて負担する所得割との合計額となる。なお、令和6年度から森林環境税も対象となっている。森林環境税とは、国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収される。 日田市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人住民税の賦課、更正、減免に関する事務 ②課税情報の照会、回答に関する事務 ③各種申請・届出の受理に関する事務			
③システムの名称	<ol> <li>個人住民税システム(Acrocity住民情報)</li> <li>国税連携システム</li> <li>団体内統合利用番号連携サーバ</li> <li>中間サーバ</li> <li>eLTAXシステム</li> <li>個人住民税申告ポータル</li> <li>マイナポータル申請管理</li> </ol>			
2. 特定個人情報ファイル:	名			
(1) 個人住民税情報ファイル (2) 国税連携情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 24の項			
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [ 実施する ] 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項			
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	総務企画部税務課			
②所属長の役職名	税務課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求			
請求先	総務企画部総務課3日以内窓口 〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号 TEL:0973-22-8233 mail:koukai@city.hita.lg.jp			

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先					
9. 規則第9条第2項の適用		1	]適用した		
適用した理由					

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		:満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	7年11月10日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年11月10日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書 ] 施機関については、それぞれ	重点項目評価書习	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシス・	テムを通じた入事	<b>Fを除く。</b> )		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通じ	た提供を除く。)	]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1	]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・	消去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		人[ ]	手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うなど、人 為的ミスが発生するリスクへの対策を行っている。 ・本人情報が記載された申告書等の保管			
9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[ ] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	· 啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]全	項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策    <選択肢>   1)目的外の入手が行われるリスクへの対策   2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策   3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策   4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策   5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策   7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策   8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策   9)従業者に対する教育・啓発			
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠			人情報が記載された申請書等については、鍵付き Eを行うことで外部への漏洩がないように保管して	

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	新様式への移行				
令和7年11月10日	評価書名	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書	個人住民税・森林環境税に関する事務 基礎 項目評価書	事前	事務内容の見直しに伴うもの
令和7年11月10日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	日田市は、個人住民税に関する事務における 特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定 個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定 一次のでは、1000円である。 一次のでは、1000円である。 理解し、特定個人情報の漏えいその他の適切な 接置をもって個人のブライバシー等の権利利益 の保護に取り組んでいることを、ここに宣言す る。	事務における特定個人情報ファイルを取扱うに 当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人	事前	事務内容の見直しに伴うもの
令和7年11月10日	I−1−①事務の名称	個人住民税に関する事務	個人住民税・森林環境税に関する事務	事前	事務内容の見直しに伴うもの
令和7年11月10日	I-1-②事務の概要	日田市は、地方税法に基づき、原則として1月 1日現在で市内に住所があり、前年に一定以上 の所得があった者に対して、個人住民税を課税 する。税額は広く均等に負担する均等割と、所 得に応じて負担する所得割との合計額となる。 日田市は、地方税法及び行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従 い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人住民税の賦課、更正、減免に関する事 務 ②課稅情報の照会、回答に関する事務 ③各種申請・届出の受理に関する事務	日田市は、地方税法に基づき、原則として1月 1日現在で市内に住所があり、前年に一定以上 の所得があった者に対して、個人住民税を課税 する。税額は広く均等に負担する均等割と、所 得に応じて負担する所得制なの合計額となる。 なお、令和6年度から森林環境税も対象となっ ている。森林環境税とは、国内に住所のある個 人に対して課税される国税であり、市町村にお いて、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000 円が徴収される。 日田市は、地方税法及び行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従 い、特定個人情報を以下の事務で別扱う。 ①個人住民税の賦課、更正、減免に関する事務 ②課税情報の照会、回答に関する事務 ③各種申請・届出の受理に関する事務	事前	事務内容の見直しに伴うもの
令和7年11月10日	I-1-③システムの名称	<ol> <li>個人住民税システム(Acrocity住民情報)</li> <li>国税連携システム</li> <li>団体内統合利用番号連携サーバ</li> <li>中間サーバ</li> <li>eLTAXシステム</li> </ol>	1. 個人住民税システム(Acrocity住民情報) 2. 国税連携システム 3. 団体内統合利用番号連携サーバ 4. 中間サーバ 5. eLTAXシステム 6. 個人住民税申告ポータル 7. マイナポータル申請管理	事前	事務内容の見直しに伴うもの